

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日(当
たるときは、そ
の翌日)

◇規 則
鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則
職員の仕事の設置等に関する規則の一部を改正する規則
鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例施行規則の
一部を改正する規則
鳥取県立歯科衛生士学院学則の一部を改正する規則
保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則
の一部を改正する規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改
正する規則
鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則
宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則
鳥取県会計規則等の一部を改正する規則
鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則
鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則
建設業法施行細則を廃止する規則
鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

◇公安規則
鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

◇人委告示
警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規
則
昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改
正

規 則

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十二号

鳥取県文書管理規則の一部を改正する規則

鳥取県文書管理規則(昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号)の一部を
次のように改正する。

別表第一中

課財政一	公益等に因る課税 免除及び不均一課 税の承認	地方税法 低開発地域工業開地区 における県税の課税免 除に関する条例	八三五 鳥取県 務所
	新産業都市の区域にお ける県税の不均一課税 に関する条例		

を

別表第二中

二 一に掲げる者以外の者で、市
町村民税を課されている者がい
ない世帯に属するもの

掛金の額の十分の
五に相当する額

を

二 一に掲げる者以外の者で、市
町村民税を課されている者がい
ない世帯に属するもの

掛金の額の十分の
五に相当する額

に改める。

三 一及び二に掲げる者以外の者
で、市町村民税の所得割を課さ
れている者がいない世帯に属す
るもの

掛金の額の十分の
八に相当する額

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県立歯科衛生士学院学則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十五号

鳥取県立歯科衛生士学院学則の一部を改正する規則

鳥取県立歯科衛生士学院学則(昭和三十八年四月鳥取県規則第十九号)
の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「二十名」を「三十名」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正す
る規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十六号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改
正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則(昭和三十七年
十二月鳥取県規則第六十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「三千円」を「五千円」に、「千五百円」を「二千五百
円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日に看護職員養成施設に在学していた者でこ
の規則の施行の日以後引き続き在学するものに係る修学資金の額につい
ては、改正後の保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則
第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十七号

鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の一部を改正する規則
鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則（昭和三十九年十月鳥取県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

別表中 第三条一号から第五号 まで及び第九号に掲げる 事業	を	第三条第一号から第五号 号までに掲げる事業	に、
--	---	--------------------------	----

第三条第八号に掲げる事業	八年以内	一年以内	三千万円又は設備の近代化に必要な資金の十分の一以内のいずれか低い額	年六・五パーセント ト以内
第三条第八号に掲げる事業	八年以内	一年以内	三千万円又は設備の近代化に必要な資金の十分の一以内のいずれか低い額	年六・五パーセント ト以内
第三条第九号に掲げる事業	五年以内	一年以内	一千万円又は設備の近代化に必要な資金の十分の一以内のいずれか低い額	年六・五パーセント ト以内

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則施行の際現に改正前の鳥取県中小企業設備近代化金融資金貸付規則の規定により貸し付けている資金で、第三条第九号に掲げる事業に係るものの貸付けの条件については、なお従前の例による。

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十八号

鳥取県立専修職業訓練校規則の一部を改正する規則
鳥取県立専修職業訓練校規則（昭和四十五年二月鳥取県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第二条の表の鳥取県立倉吉専修職業訓練校の項中

職業転換訓練課程	機 械 科	二〇人	三 月
	電 子 機 器 科	一〇人	一 年
	自 動 車 整 備 科	一〇人	一 年
	建 築 科	一〇人	一 年
	建 築 科	一〇人	三 月
	木 工 科	一〇人	一 年

を

表の鳥取県立米子専修職業訓練校の項中

職業転換訓練課程					
機 械 科	縫 製 科	自動車整備科	建 築 科	ブ ロ ッ ク 建 築 科	木 工 科
二〇人	二〇人	一〇人	一〇人	三〇人	一〇人
一 年	一 年	一 年	一 年	六 月	一 年

に改め、同

職業転換訓練課程					
機 械 科	縫 製 科	自動車整備科	建 築 科	ブ ロ ッ ク 建 築 科	配 管 科
二〇人	二〇人	一〇人	一〇人	三〇人	二〇人
一 年	一 年	一 年	一 年	三 月	三 月

を

職業転換訓練課程			
電 子 機 器 科	自動車整備科	建 築 科	木 工 科
一〇人	一〇人	一〇人	一〇人
一 年	一 年	一 年	一 年

に改め、同

条に次の一項を加える。

- 2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項に定めるもののほか、職業転換訓練課程の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間を定めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。
(鳥取県本庁事務決裁規則の一部改正)

- 2 鳥取県本庁事務決裁規則(昭和四十二年十二月鳥取県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

- 別表第三職業安定課の項部長専決事項の欄第五号を次のように改める。
- 五 鳥取県立専修職業訓練校規則(昭和四十五年二月鳥取県規則第六号)に基づく知事の権限に属する事務のうち次に掲げるもの

- (一) 第二条第二項の規定による職業転換訓練課程の訓練科並びにその訓練生定員及び訓練期間の決定
- (二) 第十三条の規定によるほう賞の実施

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第二十九号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年六月鳥取県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(提出書類の部数)

第二条 省令第二条第二項(第五条の第三第三項において準用する場合を含む。)の規定による書類の部数は、正本一通及び副本一通とする。

第三条中「法第十一条の第三第一項」を「法第十六条第一項」に改める。

第六条中「(鳥取土木出張所を除く。)」を「(鳥取土木出張所及び郡家土木出張所を除き、主たる事務所が日野郡に所在する場合にあつては米子土木出張所とする。)」に改める。

様式第二号中「第二」を「第六」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十号

鳥取県会計規則等の一部を改正する規則

(鳥取県会計規則の一部改正)

第一条 鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「財政課」を「税務課」に改める。

様式第一号、様式第十一号及び様式第十四号から様式第十六号まで中「第五」を「第六」に改める。

(鳥取県物品事務取扱規則の一部改正)

第二条 鳥取県物品事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第七号、様式第十八号、様式第二十三号及び様式第二十七号中「第五」を「第六」に改める。

(鳥取県債権管理事務取扱規則の一部改正)

第三条 鳥取県債権管理事務取扱規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

様式第一号中「第五」を「第六」に改める。

(部における会計事務手続の特例に関する規則の一部改正)

第四条 部における会計事務手続の特例に関する規則(昭和四十三年六月鳥取県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第六号及び様式第七号中「第五」を「第六」に改める。

(会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則の一部改正)

第五条 会計事務の処理に必要な書類の様式の特例に関する規則(昭和四十五年三月鳥取県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。

様式第一号、様式第四号及び様式第五号中「第五」を「第六」に改める。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十一号

鳥取県手数料徴収規則の一部を改正する規則

鳥取県手数料徴収規則（昭和三十一年一月鳥取県規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一第百八十七号を次のように改める。

百八十七 建設業の許可又は許可の更新の申請手数料 一万円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 建設業法の一部を改正する法律（昭和四十六年法律第三十一号）附則

第四項の規定の適用を受ける建設業者に係る登録の更新の申請手数料に

ついては、なお従前の例による。

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十二号

鳥取県収入証紙規則の一部を改正する規則

鳥取県収入証紙規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一中(38)を削り、(39)を(38)とし、(40)から(44)までを一ずつ繰り上げ、(45)を(44)とし、(45)として次のように加える。

(45) 鳥取県建設業許可等証明手数料条例（昭和四十七年三月鳥取県条例第十号）第一条の規定に基づく手数料

別表第一の一の(46)を次のように改める。

(46) 道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十七条の二第三項の規定に基づく手数料

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

建設業法施行細則を廃止する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十三号

建設業法施行細則を廃止する規則

建設業法施行細則（昭和二十四年九月鳥取県規則第八十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第二号

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 一 朗

鳥取県公印規程の一部を改正する訓令

鳥取県公印規程（昭和二十六年十月鳥取県訓令甲第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表の十課長印の項中

第三号	鳥 取 県 何 長 印 室	二一ミリメートル 平方	出納室長 広報文書 課長
第三号	鳥 取 県 出 長 印 室	二一ミリメートル 平方	出納室長

附 則

この訓令は、昭和四十七年四月一日から施行する。

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第三号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和三十七年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十三条の三及び第十四条を次のように改める。

（交通部の分課）

第十三条の三 交通部に、次の三課を置く。

交通企画課

交通指導課

運転免許課

（交通企画課の所掌事務）

第十四条 交通企画課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

一 交通警察に関する制度の調査及び企画に関すること。

二 交通事故防止対策に関すること。

三 道路交通の規制に関すること。

四 交通安全教育及び交通安全運動に関すること。

五 交通安全施設に関すること。

に改める。

を

六 道路交通の統計に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、他課の所掌に属しない交通警察に関すること。

第十四条の二(見出しを含む。)中「交通第二課」を「運転免許課」に改め、同条を第十四条の三とし、第十四条の次に次の一条を加える。

(交通指導課の所掌事務)

第十四条の二 交通指導課においては、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- 一 道路交通関係法令違反の取締りに関すること。
 - 二 交通反則行為の処理に関すること。
 - 三 交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関すること。
 - 四 交通機動警らに関すること。
- 第二十二條の二第一項中「交通第二課」を「運転免許課」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則の一部改正)

2 刑事訴訟法第百八十九条及び第百九十九条第二項の規定に基く司法警察員等の指定に関する規則(昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「交通第一課、交通第二課」を「交通企画課、交通指導課、運転免許課」に改める。

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県公安委員会委員長 田 村 純 一

鳥取県公安委員会規則第四号

警察職員の定員の配分に関する規則の一部を改正する規則

警察職員の定員の配分に関する規則(昭和三十四年十月鳥取県公安委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表 定 員 配 置 表

職員別 課署別	警 察 官						一般職員
	警 視	警 部	警 部 補	巡 査 部 長	巡 査	計	
秘 書 課	1	1				2	15
会 計 課	1					1	17
警 務 課	3	1	4			8	17
教 養 課	1	2	1	1		5	5
厚 生 課		1				1	7
監 察 官	1	1				2	
捜査第一課	2	3	4	6		15	6
捜査第二課	1	3	4	6		14	2
防 犯 課	1	2	3	2		8	7
鑑 識 課	1	1	1	1		4	18
警 備 課	1	5	8	17		31	4
外 勤 課	1	3	5	11	39	59	2
交通企画課	1	3	2	1		7	4
交通指導課	1	3	3	4	23	34	1
運転免許課	2	1	2	2		7	23
機 動 隊	1	1	1	2	14	19	
警察学校	1	2	3	1	40	47	6
小 計	20	33	41	54	116	264	134
岩 美 署	1	1	2	5	14	23	3
鳥 取 署	1	5	15	31	93	145	15
郡 家 署	1	2	4	9	28	44	7
智 頭 署	1	1	2	5	14	23	3
浜 村 署	1	1	3	6	16	27	3
倉 吉 署	2	5	9	21	60	97	13
八 橋 署	1	1	4	7	23	36	5
米 子 署	1	5	15	31	101	153	22
境 港 署	1	3	6	9	28	47	10
溝 口 署	1	1	2	5	13	22	3
黒 坂 署	1	1	2	5	15	24	3
小 計	12	26	64	134	405	641	87
合 計	32	59	105	188	521	905	221

附 則
この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、昭和四十七年四月一日から施行する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

第一号中「木炭検査員の職」を削る